輸入原料品等の関税の額の証明申出書（Ｔ－1180）

「**軽減、免除又は払戻しを受けた関税の額とその算出根拠**」欄には、再輸出免税又は輸出貨物の製造用原料品の減免戻税等の適用を受けている貨物の場合に「数量」欄に記載された数量に対応するその減免戻税の額を円単位まで記載し、その算出根拠を記載する。

「**保税作業によつたため課されなかつた関税の額とその算出根拠**」欄には、保税作業によつてできた製品の場合に、再輸入される製品の数量に対応する原料品について課されなかつた関税額を円単位まで記載し、その算出根拠を記載する。

なお、加工又は製造の際、水産物以外の外国貨物を使用した場合には、製品の関税の額等の算出に当たつてその外国貨物を含めて所定の方法により計算した旨を算式の中において明示する。